

第四十六回国会
衆議院

文教委員會議錄 第九号

昭和三十九年三月六日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事坂田 道太君 理事長谷川 峻君

理事南 好雄君 理事山中 吾郎君

白井 莊一君 熊谷 義雄君

床次 徳二君 中村庸一郎君

橋本龍太郎君 松田竹千代君

松山千恵子君 三田村武夫君

落合 寛茂君 川崎 寛治君

長谷川正三君 鈴木 一君

出席政府委員

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長) 文部事務官 福田 繁君

(初等中等) 文部事務官 杉江 清君

教育部長 官地 茂君

(管 理 局 長) 文部事務官 宮地 茂君

(文化財保護委) 員会事務局長 宮地 茂君

委員外の出席者 専 門 員 田中 彰君

三月五日

委員白井莊一君辭任につき、その補

欠として馬場元治君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員馬場元治君辭任につき、その補

欠として白井莊一君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

国立教育会館法案(内閣提出第七九

号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

八〇号)

文化財保護に関する件

○久野委員長 これより會議を開きま

す。

この際、参考人出席要求の件につい

ておはかりいたします。

先ほどの理事会で協議いたしました

とおり、岐阜県における教職員問題に

ついて参考人の出席を求め、その意見

を聴取したいと存じますが、これ

に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

なお、参考人の人選及び出席日時等

につきましては、委員長に御一任願

いたいと存じますが、これに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

○久野委員長 次に、国立教育会館法

案及び義務教育諸学校施設費国庫負担

法の一部を改正する法律案、右兩案を

一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを

許します。上村千一郎君。

○上村委員 私は、まず国立教育会館

法案につきまして、少しく質問をいた

したいと思ひます。

国立教育会館法は、法人として、

「その設置する教育職員その他の教育

関係者のための研修施設を運営し、教

育関係者の資質の向上を図り、もって

教育の振興に寄与することを目的とす

る。」ものである。私は、教育というも

のは、教育関係者の資質を向上して、

そして真に教育を受ける対象の者から

心から信頼をされ、尊敬をされるとい

うものでなければならぬと思うので

あります。たとえば、学校の先生が児

童、生徒、学生に注意を与える、ある

いは教育する際に、何を言っておるの

だ、先生だってこうじゃないかという

ふうに腹で思っておるならば、真の教

育の目的を達することはとうていでき

ないというふうに思うわけでありま

す。

なお、先般大阪の某学校におきまし

て、先生が自家用車で学校へ通われて

おる。その際に、自分の自動車にたま

たま二階の生徒からの汚水が流れてき

た。それでその生徒を注意したところ

が、凶器で先生に傷害を与えたという

ようなことがある。こういうような点

は、新聞紙の報道以外にはまだ事情を

つまびらかにしませんけれども、少な

くとも学校の教職の関係者が直接生徒

に対して注意をしましても、それが暴

力行為によって對抗されるというよう

なことでは、これは真に教育の目的と

いうものが達せられるとは思えない。

新聞紙の報道どころの印象だけ

でも考えられることは、真に生徒、児

童、学生がその教職関係者に心服をし

ていくということではなければならぬ

というふうに思ひます。際におきまし

て、教育関係者の資質向上というもの

は、いかなる努力を払いましても、こ

の際これが努力をいたさなければなら

ないという観点からいたしますれば、

国立教育会館法の目的とするところ

は、私はきわめて時宜に適したもので

あろうというふうに思うわけござい

ます。それで国立教育会館法設立のい

きさつにつきまして、まずもってお尋

ねをいたしたいと思ひます。

○福田政府委員 御指摘のように、学

校におきまして生徒児童が先生に対し

て信頼感を持つということは非常に大

事なことでございます。この先生に対

して信頼感を持つということにつきま

しては、やはり先生が人格、識見にお

いてすぐれた人物であることが必要で

あらうと思ひます。そういう意味で

絶えず教師は研修をして、その資質の

向上をはからなければならぬという

ことは、これは当然なことでございます

す。御承知のように、地方公務員法の

三十九条には、「職員には、その勤務

能率の発揮及び増進のために、研修を

受ける機会が与えられなければならない

。」というように規定がございま

す。したがって地方公務員である

教職員等につきまして、常に行政当局

といたしましては研修の機会が与えら

れるように配慮する必要があるかと

思ひます。そういう趣旨から現在の

教育界におきましては、御承知のよう

に学校の現場におきましてもあるいは

その他学校外におきましても、教職員の

研修というものが非常に盛んになっ

てまいりました。これに對しましてい

るような研修の場を提供するというこ

とも、これは非常に重要な事柄の一つ

でございます。そういう意味から地

方におきましても研修の場を提供す

るようないろいろな企てがございま

す。国といたしましてはこうした先生

方のための講習会、研修会あるいはま

たそれに類似の各種の催しものにつ

きまして、できる限り適切な研修の場

を提供するような事業をやりたいとい

うことが、前から研究されておた

わけでございまして、昭和三十六年に

始めまして約一億円の予算を計上いた

しまして、東京に全国的な教職員のた

めの研修のいわば殿堂といったものを

つくろう、こういうような趣旨で計画

が始められたのでございまして。この東

京につくります研修施設と申しますの

は、全国的な催しものあるいはいま申

しましたような研修、講習会等に十分

活用できるような施設でなければなら

ないということから、いろいろ検討い

たしまして、文部省の隣にたまたま国

有財産がございましたので、国有地を

利用いたしましたので、この上に適切な

会館を建設をし、そこを提供したなら

ば、十分にままで考えられておりまし

たような研修の場所としても適切なものができ上がるであろう。こういうようなことから三十六年から三十七年、八年と事業を進めてまいりまして、ようやくこの建設のほうは竣工の段階になってまいりました。これには三十七年度におきまして約五億九千万円の国費を予算上計上いたしまして、それで必ずしも十分でございませんで、諸設備を充実するために民間からの浄財を寄付をしていただきまして、それを合わせて建設するという運びにいたしましたわけでございます。大体現在は工事も順調に進んでおりまして、四月には完成の予定に達しておるわけでございます。以上でございます。

○上村委員 教職員の研究が重要であるということはいまの御説明のとおりであろうと思ひます。しからば国は従来どういふような教職員に對する研修について措置をいたしてきたものかということについて、お伺ひいたします。

○福田政府委員 文部省といたしましては教職員の研修がきわめて重要でございまして、教職員のための研究集会あるいは講習会というようなものを従来できる限り数多く開催してまいりました。三十七年度だけをとってみましても、校長、指導主事の研修会あるいは小学校の教育課程の研究集会、中学校の教育課程の研究集会、それから中等教育の指導者養成講座、職業教育の指導者養成講座、あるいは特殊教育の指導者養成講座、僻地教育の指導者養成講座というような、各種の先生方のための研修会、講座等も設けてまいりました。三十九年の予算におきましても約二十七種に及んでおります。

一般的なそういう研修会、講習会のかに各特殊な教科につきましても研究集会等も加えまして、あるいはまた道徳教育の講習会というものも含まれて約二十七種類に及んでおります。その経費といたしましては三十九年度で約九千万円でございます。またこれに必要な旅費等の増額も三十九年度にかつております。そういうほか、さらに講習会だけではなく、先生方のための手引き書、指導書等の参考資料の作成をいたしまして、学校の現場にこれを提供するというようなやり方をいたしております。この参考資料等もたくさんございまして、一例をあげますと、教育課程につきましては中学校の学習指導要領に関するものとか、あるいは高等学校の学習指導要領に関する資料、あるいはまた中学校の生徒指導要領、高等学校の生徒指導要領といったような資料、あるいはまた国語、社会、数学、理科、保健、体育、芸術というような各教科についてのこまかい参考資料等もかなり出ております。その種類も最近三十三年以降と比べてみましても、文部省でつくりました資料だけでも約七十種類に及んでおります。そういう状態でございまして、それからまた教育研究団体を育成するというような考え方で、直接文部省が講習会等やるほかに、中央の全国的な研究団体あるいは都道府県管内の各教科などの研究団体等に対して研究費の補助をいたしております。研究活動を助成するというようなやり方は、御承知のとおり昭和三十三年度におきましては約五千万円の補助金を支出いたしております。三十九年度におきましては、約一億六千万円の予算を計

上いたしまして研究活動を育成する、こういうような方策をとっておるわけでございます。必ずしもこれで十分だとは申し上げられませんが、少なくとも地方の教職員のための研究あるいは研修というような事柄につきまして、文部省としてはできる限りの配慮をしておいたつもりでございます。

○上村委員 国立教育会館の施設設備の概要をこの際御説明をしておいていただきたいと思います。

○福田政府委員 施設設備の概要でございますが、土地は文部省の隣地の地、約九百五十八坪でございます。この土地の上に、建物は鉄骨鉄筋コンクリートづくりで、地下一階、地上六階建てでございます。建坪は二千八百九十平方メートル、約八百七十四坪でございます。総延べ面積にいたしますと一万八千三百八十八平方メートル、三千二百七十八坪でございます。

それが概要でございますが、施設設備の内容について申し上げますと、大體本館と講堂と二つからなるわけでございまして、本館のほうは研修室、大の会議室、教育資料の展示室、図書室、あるいは研究団体の事務室、あるいはまた本館の事務室、食堂等からなっております。講堂のほうは別に大ホールを建築いたしております。固定席で約千五百二十四席でございます。約千六百人程度は収容できると考えております。これに音響、照明、映写、放送、中継等の設備を備えることになっております。できる限り近代的な設備を備えた研修の殿堂としてこれを活用する目的で、さような諸設備

をいたしておるわけでございます。○上村委員 次に、この国立教育会館の運営について少しくお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

それに先立ちまして、運営費というものはどうなっておりますか。また施設を使う場合に使用料を徴収するのかどうか、もし徴収するとなればどの程度の徴収をするのか。また他の類似施設が現在あるのかどうか、あるとすればその類似施設と比べてどういふような程度にこの使用料を徴収するのか。と申しますのは、これは国立教育会館を設置するということになるのですから、そういう点をお尋ねしておき、なお国庫の補助金はどうなっているのかということについてあらかじめお尋ねをしておきたいと思ひます。

○福田政府委員 国立教育会館の運営につきましては、まだ初年度といたしましていろいろ運営上の困難があるかと思ひます。と申しますのは、開館いたしました直ちに予定の収入が十分あがり得るかどうかという点について懸念をいたしております。予算といたしましては人件費を含めまして六千七百万円程度を年間の運営費として予定いたしております。その中で、役職員の給与費が三千四百万程度でございまして、光熱、水道その他の管理運営費が三千三百万程度になるわけでございます。これに對しまして見合う収入といたしましては、これは教育会館を設置いたします趣旨から申しまして、あまり高い使用料を徴収するということはこの目的に沿わないわけでございます。したがって収入のほうは、施設使用料が年間約三千七百万程度を見込んでございます。その不

足額の約三千万、これは運営費に對して国庫補助を予定しております。国庫補助によつてこの収支のバランスを合わせるというようなやり方をいたしております。三千万の運営費の補助は主として役員等の給与費に對するものでございまして、定額として三千万の予算を三十九年度に補助金として計上いたしております。収入のほうにつきましては、ただいま申し上げましたように、教育関係の関係者の研修を目的とする会館でございまして、そういうことにつきましては、できるだけ低廉にこれを利用してもらうというたてまえをとっておるわけであります。

なかなか直接に比較するものが他にございせんけれども、都内にございませぬ施設の中で一番安いといわれております厚生年金会館と比較してみますと、教育関係者の研修等に關する利用の場合におきましては、少なくともこの厚生年金会館よりも四割程度安く考えたいということ、その程度の定額でもって予算としては一応組んでございまして、ただ一般のその他の、教育研修以外の利用に供する場合は別でありますので、会館があつておる場合には一般の利用に供することになっております。したがってそういう場合におきましては、若干厚生年金会館よりも一〇%程度は上回るといふような考え方でございまして、しかし、厚生年金会館以外の諸施設と比べますと、かなり使用料は安いというように私どもは考えておるわけでございます。

大體以上でございます。○上村委員 この法人の役員は館長一名、理事三名以内、監事二名ということになっておりますが、この館長とい

うのは理事の中に入るのか入らないのか、その点をお尋ねいたします。

○福田政府委員 この八条に、「役員として、館長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。」と書いてありますが、館長は役員でありますが理事ではないわけであり、一般の特許法人の場合の理事長に相当する職務権限を持ったものでございます。

○上村委員 そうすると、理事会と館長との権限はどういうところに差異があるのか。

○福田政府委員 館長は、第九条に規定しておりますように、「教育会館を代表し、その業務を総理する。」というのが職務でございます。それから理事のほうは、「館長を補佐して教育会館の業務を掌理し、館長に事故があるときはその職務を代理し、館長が欠員のときはその職務を行なう。」という規定が第九条の二項にござります。特に理事会というものは法律上規定をいたしております。したがってこの九条の規定によって館長と理事との職務の相違が出てくると思っております。

○上村委員 次に、この国立教育会館は、施設だけでなく教育関係者のための研究集会、講習会を主催し、そうしてこれらの者の資質向上のため必要な業務を行なうという状態に相なっております。それでこれが業務運営の方針についてはきわめて重要な問題になるであろうと思えます。それでいかなる団体からも、要するに教育研究集会をしたいから貸してほしいというふうな場合には貸す方針なのか、あるいはおのずからそこに限度があつて、こういう団体については貸さないというふうな何かそこに一つの業務運営の方

針というものはあるのかないのか、この点につきましてお尋ねをしておきたいと思ひます。と申しますのは、新聞紙などがこの点について触れておりますが、日教組の場合におきまして、教育研究集会についていけばこの国立教育会館を使用したいというふうな申し出があつた場合、一体どうするのかというふうな点について、新聞紙上におきましてとかく論議の対象になつておつたようでございます。この点につきましてお尋ねいたしておきたい、この思ひます。

○福田政府委員 具体的な運営方法なり運営の方針と申しますのは、この会館ができてから会館の役員によつて運営されるわけでござりますけれども、もちろん会館の設置されます目的自体が、第一条に規定いたしておりますように、「研修施設を運営し、教育関係者の資質の向上を図り、もつて教育の振興に寄与することを目的とする。」という規定になっております。しかも第二十条の二項は「第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する研修施設を一般の利用に供することができ

る。」というふうに書いてござります。したがって、私どももいたしましては、この教育会館の目的とするところから従つて会館は運営されることも貸して差しつかえない、そういうふうな運営されるものと考えておるわけでござります。特にこの団体の団体という点ではなく、教育会館の目的に照らして適当な事業については、支障のない限り一般に利用してもよろ

しいということになるかと思ひます。

○上村委員 まず大体そういうふうな御答弁になるかと思ひますが、現実の問題としていろいろ質問が起きてくるわけですから、問題点だけは引き続いて質疑をいたしておきたいと思ひます。

現在の日教組の状態において、日教組の教育研究集会をするという場合の申し込みがあつた場合に、現在の国立教育会館はどうするかという問題についてお尋ねをしておきたい。

○八木政府委員 昨日の決算委員会でも同様の質問が大臣にあつたやうでござりますが、日教組に貸す貸さぬと云うことをいまきめておられるということではござりません。先ほど言つたやうに、個々の目的に照らして十分な成果の上で研究集会であるならばだれにでも貸さなければならぬというのが前提でござります。ただ現在の日教組という言い方をいたしますと、ほんとうの意味の教育研究集会であるかどうか、十分に検討した上でなければ答えられないのではないかと思ひます。いま文部省内部において日教組に貸す貸さぬという議論を一つもいたしておりませんことだけつけ加えておきます。

○上村委員 ごもつともなことだと思ひわけであり。従来の文部省のいろいろの御方針もあるし、しかもこの国立教育会館は文部大臣の監督下に置くという点で、監督規定がはっきり出ております。そういう意味におきましてこの業務運営というものの方針につきましては、これは文部当局としても重大な関心があるであらうと思

うのでござります。あいまいな程度ではそれは処理するわけにいかない。単に設立の關係とかその他ばく然とした状態でないわけであり。この点につきましましては八木政務次官もおっしゃいましたように、いろいろと十分なる御検討をされて処理する、そういう方針を確立していく、そういうことが必要であらうと思ひます。しかしまだ實際上現実に会館ができて、そして業務を遂行するという段階に立つてお

りません。なおこの法人の業務運営に關する重要事項については、館長が意見を聞くために評議員会を置くことができる、こういうことになっておる。だから評議員会にもいろいろおはかりになられるであらうから、いまの段階においては、その明確にどうこうというわけにはいきかねるであらうというふうにお思ひますので、私は大体この程度におきまして、国立教育会館法案につきましましての質問を終わりたいと思ひます。

次に義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。まず第一に公立学校の施設の整備につきまして、三十四年度からの五カ年計画の実施状況はどうなつておるか。そして本年度終了をいたすわけでございますが、明年度以降の計画はどうなつておるか、新年次計画の概要につきまして当局にお尋ねいたします。

○杉江政府委員 公立文教施設整備計画は、昭和三十四年度に五カ年計画を立ててその整備を進めてまいりました。これは三十八年度をもって終了いたしますが、この計画は実は途中において中学生急増対策の必要に迫られま

して一部修正いたしました。しかし大体において当初計画はほぼこの目標を達成いたしましたわけでございます。

まず当初計画の概要を申し上げますと、昭和三十四年度から昭和三十八年度までの五カ年計画によつて、すし詰め教室の解消、統合学校校舎等の整備、それから危険建物の改築等をはかることといたしまして、全体計画の事業量は約三百六十一万坪でございます。このうち三〇％は自己負担でやるものと期待いたしまして、その七〇％の約二百五十二万坪を、国庫負担事業として実施することとした次第でございます。

次に先ほど申し上げました中学校生徒急増対策のために、この計画を修正いたしましたわけでございますが、その修正の概要は、急増対策のために計画の事業量を一部繰り上げて実施いたしましたのであります。一年前向きに実施する、こういう措置をいたしました。そのほかなお特別教室の整備を、ごく一部でありますけれども新たに行なうこととしたいたしました、また学校統合の計画が計画以上に進むことが明らかになりましたので、その計画を繰り入れました。またいわゆる社会増に伴う建物の整備を新たに計画の中に加えたわけであり。以上の計画を今年度において当初計画より事業量にして二十三万坪上回つて終了することになるわけでございます。途中において修正いたしました計画は実は三十九年度までに実施する計画になつておりましたので、まだ四十万坪ばかり残つておりますけれども、これは本年度実施分を加えれば、この修正計画をも実現することになるわけでございます。以上が、

これまでの施設整備計画の概要でございます。

次に、本年度から発足いたすことにいたしております第二次の五カ年計画の概要について申し上げます。

基本的な考え方は、現在の施設基準を改定いたしまして、その改定した基準によって事業量を測定する、しかしその事業量の測定は現時点における必要事業量を測定するという考え方ではなくして、生徒数が平常化したします四十三年度の時点における新基準による要整備坪数を測定いたしまして、それを四十三年度までに整備する、こういう基本的な考え方をとっております。そこで、校舎とか運動場、それから統合校舎その他について、これは詳細な実態調査をいたしてその事業量を出しておるのでありますが、総事業量といたしましては四百八十六万坪の整備を予定いたしております。これは第一次五カ年計画にすれば相当の増加になっておるわけでございます。以上が計画の概要でございます。

○上村委員 次に、小中学校の校舎建築について国庫負担の場合の施設基準は、今度いろいろな点について改定になったわけですか。具体的にどういうふうに改定されたか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

なお次の四点はかりについて説明をしておいていただきたいと思います。

新基準と旧基準におきましますところの教室の室数、坪数というものはどうなっておりますのか。それから、新基準と旧基準におきましますところの校舎必要坪数の比較はどうなっておりますのか。それから、新基準と現在の実態との比較はど

うなっておりますか。それから、屋内運動場の基準引き上げはどうなっておりますのか。こういう点を含めまして具体的に説明をしていただきたいと思います。

○杉江政府委員 このたびの施設基準の改定の要旨は、いままで基準が生徒一人当たりという立て方になっておつたのを学級単位に改めるといふことと、それから従来特別教室分がきわめてわずかしかなかったのを必要最小限度の特別教室は整備できるように、その特別教室分の見込みをふやした、こういう二点が基準改定の要旨でございます。

具体的にその中身を申し上げますと、普通教室については従来の一学級二十坪の普通教室が確保できるように、学級単位に切りかえたといふことと、学級単位の切りかえといたしまして、これは五十人生徒がおれば大体二十坪の教室が確保される計算になっておるのであります。ところが生徒一人当たりという基準になっておりましたので、現実の生徒が四十人、三十人といふことになりましたと、自然にその基準が二割あるいは四割切り下げられてしまふ、こういう不合理があったのであります。二割、三割切り下げられま

すと普通教室さえ整備できないといふことになるわけでございます。そういう不合理をなくしたわけでござい

ます。次に特別教室について考えますと、これは詳細な表ができておるのでありますけれども、十二学級の場合を例にとりて御説明いたしますと、小学校におきましては十二学級の場合においては一室半ふやしております。坪数にいたしまして四十坪ふやしております。

中学校については二室分、七十八坪をふやしております。その増加比率を申し上げますと、十二学級の場合では七割五分の増加になるのであります。かなり大幅な増加になると考えております。

次に、新基準と旧基準における校舎の必要坪数の比較についての御質問でございますが、これも十二学級の場合を例にとりまして、増加坪数は、小学校では四十八坪、これは一・〇九倍になります。中学校では百六坪、これは一・〇八倍になっておるのであります。この校舎の中には普通教室も特別教室もその他必要な管理部門等も全部含めた計算でいまのような増加を来しておるわけでございます。

次に、今度の基準と実態との比較でございますが、実態との比較におきましては、普通教室は大体まあ学級数に應ずる普通教室を現実に持つております。実態において不足しているのは特別教室において顕著でございます。特別教室について見ますと、新基準は小学校において三十三坪、これは一室分でございます。中学校においては六十坪、二室分が、この新基準で計算いたしますとそれだけ保有が足りない、保有よりも上回って新基準はそれだけの整備を考へておる、こういうことになっております。

次に屋内運動場の基準でございますが、これについては今回根本的な改定をいたすことをいたしませんでした。わずかに、計算のしかたによつてある人数のところへきましますと、その基準坪数がダウンするといふ不合理がありまして、その点を修正することにいたしました。一般的な基準の引き上げ

はいたしませんでした。今後の検討に待ちたいと考えておりますが、その趣旨はまだ屋内運動場の未保有校が相当たくさんある。小学校につきましては三六％、中学校については三八％の未保有校があるものであります。当面はこれらの未保有校に屋内運動場をつくるということを目標にいたす、このよう

な考ええ方から、この根本的な基準の引き上げは今後の課題といたすことにした次第であります。以上でございます。

○上村委員 次に、学校建築について、法律では二分の一または三分の一の国庫負担率になっておりますが、実際はこれ以上に市町村の負担が大きいことになっておる実情であることを聞き及んでおります。この実態はどうか。そしてその原因はどこにあるだろうか。また文部省としてはこの対策はどういうふうにお考えをしておるかということについてお尋ねをしておきたいと思ひます。なおお答えの際、建築計画に対する国庫負担率の割合とか、あるいは施設の基準の問題とか、あるいは単価、構造比率の問題とか、起債の問題などを含めまして、具体的にお答えを賜わりたいと思ひます。

○杉江政府委員 ただいま御指摘のように、公立学校の建物の整備につきましては、法律では一応二分の一ないし三分の一を負担するというたてまえになっておりますが、実際には市町村の負担が非常に多いという事実は確かにございます。これを文部省の調査局におきまして地方教育費の調査報告書からその点を検討いたしますと、毎年度の総建築費のおおむね四〇％程度が補助金起債によつて財源措置されてお

りますが、残りの六〇％程度が市町村の一般財源から出ておる、こういう結果があらわれております。これは一体どこに原因があるかということでありまして、まずこの調査は公立学校の建物の全部についての経費について考えているわけでございますが、国がその経費の一部を負担することにしたしておりますのは、この建物の全部を対象にいたしてはおりません。たとえばこれまで小学校の屋体は負担の対象にいたしてはおりませんし、講堂もまたその負担の対象にいたしてはおりません。それから基準以上の部分についてはやはり負担の対象にいたしてはおりません。そういうふうに国の負担の対象になる部分は相当狭く制限されておる。それがまずこういう結果をもたらした大きな原因だと思ひます。それから従来国の負担対象にいたしますのは事業量全部でなくて、その七割を国の負担の対象とした、三割は自前でやるものとして扱ってきた、こういうことが地方の負担を大きくしたわけであります。そのほか単価、構造比率等が必ずしも実際に即してない。実際よりも低目に計算されておるといふようなことも原因になっておると思ひます。そこでこのよう

な地方負担につきましては、これを軽減するように国として努力しなければならぬことは当然でございます。実は今回の施設基準の改定のねらいもそこにあつたといつてもいいのであります。従来の基準が非常に低くなつておつたために市町村の負担が不当に増大しておつた、これを必要なだけは当然国で負担するといふたてまえにす

る、そのためにはどうしても基準を改定しなければならぬということ

が、残り

が、残り

が、残り

が、残り

が、残り

が、残り

が今回の改定のおもなる原因であります。そのほかに先ほど申し上げましたいわけゆる事業量の三割は自前でやるものとして国の負担対象事業を計算するといふやり方は、これは私は不合理だと思ひます。これは当然事業量の一〇〇%を国の負担対象にすべきだと思ひます。

それから基準の改定につきましては先ほど申し上げたとおりであります。これは相当大きな改定になっておりますので、この点からくる町村の負担は相当軽減されることとなります。

次に単価、構造比率でございますが、これは例年改定に努力いたしております。三十八年度は一割の改善をはかりましたし、明年度予算においては六%の改善をいたすことに改定いたしました。構造比率につきましては同様な改定をいたしておりますが、明年度においては約五%増の措置をとっております。

なお起債につきましては、いわゆる起債充当率は三十八年度において七五%程度でありましたが、三十九年度においてもその比率は変えておりません。ただ基準を改定いたしましたことにより起債の対象となる事業量もふえるわけでございますから、そういう意味において起債額も三十八年度に比べれば相当ふえます。数字を申し上げますと、四十八億円をふやまして二

百三十八億円の起債を地方債計画において見込んでおります。まだまだ地方負担を軽減する措置としては不十分でありますけれども、今回の基準改定それから負担対象率の改善等のために相当地方負担は軽減されるものと考えております。

○上村委員 いまお説のように、今回の義務教室諸学校施設の国庫負担法の一部改正によりまして、従来より市町村の負担軽減という問題につきまして、前向きに一步進んだという意味において、きわめてけっこうな改正だと思ひうわけでありまして、しかしいまの御説明にもありますが、しかし、まだ自前の部分が二割あるということになります。これは理論的にいいますと、一刻も早くこれを解消して、そして全額の部面について国庫がこれを負担対象にしていくということにしないと、真に私はその目的を達しておるものではないと感じますので、一そうの努力を希望いたしておきたい、こう思ひうわけでありまして。

次に、目下都市やその周辺の地域では公団住宅や大会社の社宅など大規模な団地の開発によりまして、校舎の不足が問題になっておりますことは公知の事実でございます。それで今後この傾向はますます大きくなるであろうと予測されるわけでありまして、文部当局としてこれが対策があるのか、またどういふ対策を考えておられるのかという点を伺ひしておきたいのであります。

○杉江政府委員 この点につきましては来たるべき五カ年間にどれくらいな集団住宅が建設されるかの実態調査をいたしまして、それに基づきましてこの

の新五カ年計画においては住宅が約五十五万戸建設される、こういう見込みをつけまして、それに必要な校舎の整備を見込んでおります。三十九年度においてもこの集団住宅による校舎の建設には相当力を入れて予算化しております。

○上村委員 私は次に一点だけお尋ねしましてこの法律案に対します質問を終わりたいと思ひうわけでありまして。学校の屋内運動場の設置というものは国民の体位向上の上からいいますと、また近代的教育指導の上からいいますと、きわめて必要でありますし、なお不可欠なことをば使つてもいいほど重要性を持つておるかと思ひうのでございますが、全国のこれが充足状況はどうなつておるのか、なお三十九年度予算ではどのくらい設置される見込みかという点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○杉江政府委員 昭和三十八年の五月一日現在におきまして、屋内運動場を持つておる学校は、小中学校ともに約六〇%でございます。この未保有校の全部に屋内運動場をつくるということが今後のさしあたつての課題でございます。従来小学校についてはこの屋内運動場の整備については国の負担の対象になっておらなかった。それをこの法律によりまして新しく負担の対象にする、こういうことで御審議をお願いしているわけでございます。三十九年度の予算は三億二千万が小学校について計上されておるわけでありまして。これは実は金額としては非常に少ないのであつて、今後これはぜひ大幅にふやさなければならぬのであります。三億二千万円ということ、大体小学

校百四十校についてその整備が可能になるわけでございます。中学校については二百三十校整備する計画になっております。いずれももっと整備を急がなければならぬ、今後十分努力いたすつもりであります。

○上村委員 屋内体育場の果たしてありますところの役割り、現在想像以上に重要な役割りを果たしておるというところで、その意味からも一そうの整備拡充をお願いいたして、そして一刻も早く所期の目的を達せられることを希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○久野委員長 次に、文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 前々回の本委員会におきまして、文化財保護に関しまして、特に現在憂慮されておる点に關し、特に私の地元へ起きている具体的問題につきまして、すなわち国立町にある国分寺史跡がいつの間にか宅地に分譲され、すでに分譲住宅には人が住んでしまつてゐる。こういう事実が生じたことについて、経過の概要を質問いたしまして、一応御報告をいたしたわけでありまして、しかし文化財保護の万全を期す立場から、さらに質問をいたしたいと思ひます。

さきの御答弁によりまして、昨年暮れ、現地からの情報によつて調査したところが、いま申し上げたとおり国分寺史跡に分譲住宅がすでに建つてゐた。一部は昭和三十四年から三十五年

にかけて建てられておる。その後さらに最近十数戸が建つた。しかもこのよ

うな現状変更について、管理の責任を国から託されていた町当局も知らなかつた。関係業者も知らなかつた。都並びに町に対する文化財保護委員会としての史跡管理指導に不十分な点があつたことを認めるという御答弁だつたと思ひます。

そこでこのようにせつかく文化財保護法がありながらこれがじゅうりんされてゐるような事態が起こつたといふことは、これはどこに責任があるとお考えであるか。まずそれをお伺ひいたします。保護委員会なり文部当局から御答弁を願ひたい。

○宮地政府委員 お答えいたします。文化財の管理につきましては文化財保護法の規定等をしんじやくいたしますと、これは一般の文教施設等と同じこととございまして、原則は所有者管理であらうと思ひます。したがいまして、いろいろな管理的な事項について措置をする場合、それが法律的な事項になります場合はあくまでも所有者の責任であらうと思ひます。

ところで私のほうといたしましては、法律の規定に基づきまして所有者が管理をすることが、その文化財保護という立場から必ずしも適當でない、むしろ不適當であるというやうな場合には、地方公共団体あるいは財団法人等の場合もございまして、しかるべき機関にその管理を命ずることができるようになつております。したがいまして、所有者があつても別に管理団体が指定されておる場合は、一応その責任につきましても、責任の原因になりま

すが、一般的に申しますれば、管理者の責任になることが多いのではないかと、このように考えます。もちろん、このようにした国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物、これは所有者が責任を持つとか、あるいは管理者が持つとか、ただ形式論ではなくて、これを後世に保存していくという大きなねらいから申しますれば、これを所管いたしておられます最終的な立場にありまう国、具体的には文化財保護委員会も大いに責任をとるべきことは言うまでもないというふうに考えております。

○長谷川(正)委員 私、その責任をどう取れというのを追及しようという考えを持っておられるのはありませう。文化財保護の万全を期するという立場から質問するのですが、それにいたしましたとしても、これはほかにもいろいろな問題があるかと思ひますけれども、国分寺の問題について具体的にすてにそういう事実が起こってしまったという。これに対して、いまの責任の問題に限っていろいろな処置——多方面の処置が必要だと思ひますが、その責任の処置については具体的にどういうふうになさるお考えですか。たとえばいまのお話のように、原則としては所有者である、そうするとその所有者にどういうふうな処置をするのか、あるいは国から、あるいは文化財保護委員会から管理を委託された町当局に責任があるとするれば、それに対してはどういうような処置をとるのか。最終的に保護委員会に責任があるという御答弁でありましたが、その場合には一体どういうふうにお考えになるのか、この点についてお伺ひいたします。

○宮地政府委員 今回の国分寺の場合

に例をとりますと、いろいろな現状変更をいたした者は土地所有者でございませう。もちろん個人もございませう、不動産会社もございませう、それぞれの人々が所有者になって現状変更をやったこととございませう。まず所有者が現状変更をしようとする場合には、法律の規定に基づきまして現状変更の許可をとる必要がございませう。その許可をとらなかつたというところでございませうので、これは許可をとらないで現状変更をやつた所有者の責任であらうと思ひます。

ところで、所有者が現状変更を無許可でやりつづける、その場合に管理団体としては当然管理者の責任において、そういう事実を発見し、適当な指導、助言を行ない、現状変更の許可をとる必要があるものであれば、そのように指導をすべきであつたと思ひます。そういう点で、管理団体国分寺としての責任があらうかと思ひます。次に、法律の一般的な規定では、管理団体の行なう管理——所有者の管理の場合もそうでございませうが、特に今度の場合に例をとりますと、管理団体国分寺が行なう管理に指導を加える必要があるような場合には、文化財保護委員会において必要な指導をするようになつております。したがつて、その指導をしたか、しなかつたかという点においては、文化財保護委員会に責任があらうかと思ひます。

○宮地政府委員 それは現状変更を無

断でいたしました所有者に對しましては、昨年暮れ、町当局でなくて、文化財保護委員会、私のほうでその事情を察知いたしましたので、直接指導いたしました。現状変更をこれ以上しないように、工事を中止するように関係者に指示いたしました。現在まで守られております。

それから管理団体としての責任上、私は、もう少し適当な管理者としての指導がそれぞれの所有者になされておつたならば、少なくとも昭和三十四年からかういふようなことが少しずつ行なわれておつたことを、地元の管理団体国分寺町としては当然知り得たであらうと思ひます。それを今日まで知り得なかつたという点につきましては、これは役人としてもまことに自分の責任を怠つたこととございませう。で、町当局に對しまして、そういうような反省を求めました。直接国と町との間に、職員等の間における上下の關係がございませうので、その事実を申し、反省を求めましたところ、町当局としては、責任者としての職員にしかるべき措置を講じたように伺つております。そのしかるべき措置がはたして適当であつたかどうかという点については考え方もございませうが、とつた措置に對してもなおかつ私のほうとしましては重ねての反省を求める助言はいたしております。

それから私も文化財保護委員会といたしましては、全国的にこいう管理団体でございまして、それに一々書面等で指導をするということはありませんが、主管課長會議であるとか、あるいは文化財の担当者の會議であるとか、その他おりに触れ機に應

じまして指導もいたしておりますが、それでもこいう事態が起こりましたので、文化財保護委員会としても非常に相すまない事態を起したということと責任を感じておりますが、直接職員を懲戒にするとかどうとかいふようなことは今日までいたしてはおりませんが、十分事務局職員に反省を求め、私をはじめ今後こいうことの起らないように、大いに自粛自戒を誓つておる次第でございませう。

○長谷川(正)委員 その点はわかりました。そこで、この問題の起こつた国分寺町の星野という町長さんは、たまたま現在あるところにある国分寺の住職でもあり、かつ文化財保護には単に町長ということだけではなく、なる前から非常に関心を持っておいでの方であつて、前には私設の、自分の境内に発掘したものを陳列しておつて、現在ではこれが町のそういうような遺物の展示場というか展覽會場のようなものがつくつてあります。そういうふうに非常に熱心な方であつて、そういうところでおかつこいうふうな知らず知らずのうちにこつとふしぎな感じがするのですけれども、とにかくこいう町長のところからこいうことが起るとなると、これは全国的にはそんな関心のない町長さんも多いので、文化財保護という専門的な問題になつてまいと、深いことはわからないといふことから、非常にこの心配が強いわけですから、その点から、やはりいまのお話にありました、所有者なりあるいは管理団体に対する文化財保護委員会としての平生における一般

的PRの不足、あるいは具体的な指導監督の配慮に相当欠けておるところがあるのではないかと思ひます。という意味は、私は、現在構成をしておる人々が怠慢であるという言い方よりも、もっと根本的な欠陥があるのではないかと、あるいは予算措置の点でも欠陥があるのではないかと、そういうようなことを心配をするわけですが、そこで一応お尋ねしたいわけですが、この国分寺が史跡として正式に指定されたのは、正確にいつのことですか。

○宮地政府委員 大正十一年十月十二日に史跡に指定されました。翌年の大正十二年十二月十三日に、管理団体として当時の国分寺町を指定いたしております。

○長谷川(正)委員 そのときは戦前のことですが、根拠法規は何であつたのですか。

○宮地政府委員 当時の法律は、史跡名勝天然記念物保存法、たしかさういふ名称の法律であつたと思ひます。

○長谷川(正)委員 戦後、御承知のように非常に大きな国の政治上の仕組みの変化があつたわけですね。その法律が戦後、現在の保護法に変わったと思ひますが、そして変わつてからあらためて前の法律での指定地域を受け継いだと思ひますが、新しい法律になつた際に、あらためて史跡の確認をし、管理保護の具体的な指導というようになつておると思ひますか。

○宮地政府委員 これは昭和二十五年に議員立法で現在の文化財保護法ができました。そのときに法律の趣旨徹底の會議を開いておりました、そのときに従来のもういふものは今後引き継

いで管理団体になるのだといったような指導をいたしておりますけれども、ただ管理だけにつきましてはとりわけというようないはたしておりません。しかし都道府県の文化財所管課長会議あるいは史跡等専門職員の会合、講習といったようなものを毎年いたしておりますので、そういった事項の指導は特別に書類ではいたしてございせんが、一般の担当者にはわかってもらいたいと思われ指導はいたしてまいりました。

○長谷川(正)委員 ただいまいろいろ会合等の機会に趣旨徹底をはかったというお話ですが、町当局に聞いてみますと、戦後正式に、現在の町制というようになつてから、あなたの町にはこのことが指定になっておりますよというきつとした地図を添えた確認とか、これについてどうだというような管理指導の正式な通牒なり文書なりといったものはきておらないらしいのでございますが、やはりそういうことが全国的に一たんきつと行なわれませんと、戦前から戦後にいつの間にか受け継いだようになつて担当者や会議等をやりましたが、それではたして徹底したかしないかも、きつと認めることがないとなると、これはいまきつと全国的に不安定な状態にあるのじゃないかということ、この国分寺の問題から痛感するわけです。これはきつと確認をして、管理の責任はこうだということを周知徹底させる必要がないのかどうか。お役所は文書等を出すことが非常に好きのようですが、こういう点できつとした文書が出ていないのはおかしいと思うのです。

○宮地政府委員 多少おそきに失したうらみがございしますが、今年三十八年度末までにいわゆる史跡の指定地域図という地図を作成することになって、目下作成中でございますので、来年度早々に各府県等にも配付できると思ひます。

○長谷川(正)委員 ただいまのお話を聞いてやや愁眉を開きました、ひとつそれを徹底的にきつとやりになるようにお願いしたい。

次に、それと関連しまして、さつきもちよつと申し上げましたが、当事者が幾ら一生懸命になつても、全体としての機構なりあるいは財政的裏づけがないと非常に徹底を欠くのではないかと思ひます。たとえば公有地の場合もそうですが、民有地の場合現状変更ができない。これはそうでなければなりませんが、今日のように地価も変動するし、あるいは遺産相続をするときに相当の税がとられるというやうな個々の事情が起ると思ひますが、そういう際に現状変更ができないという一点ばかりでは、これは事実その所有者が史跡に指定されてかえつて非常に迷惑をこうむるというやうなことも起るでありますし、またその管理を委託された公有地、国有地のやうな場合でも、町当局としてもそれに対していろいろ補償措置というものがなく、事実その管理業務が執行できないというやうなこともなるのじゃないかと思ひますが、そういう点について具体的に、たとえば民有地の場合、あるいは町のやうなところが管理する場合に、手当の措置とか免税の措置とか、その他そういう保護補償についてどのようなことが現在実施されてお

り、それで十分と思うかどうか、将来こうしなればならないというやうな考えがあれば、そういう点についてお伺いしたいと思ひます。

○宮地政府委員 一般に史跡名勝、天然記念物、こういったやうなものが直接指定をされております場合、その建物とその敷地は非課税の措置に法律上なつております。それからやうではない、史跡地が非常に広く、その中に指定された建物や敷地がある、やうなりますと、建物敷地以外の指定地域は法律的には非課税になりません。しかし法律の趣旨をくんで、それと同じやうな扱いをするやうにという通達を自治省の事務次官から公共団体のほうに出してらつております。したがつて

減税措置——免になつておるところに若干あるものでありますが、ほとんど全部が何らかの減税をされております。したがつて、一般に美術工芸品等の国宝、重要文化財を持つておる人は、その骨とう的価値にプラスして経済的価値がございしますので、非常に所有者は大事にするのでありますが、それではない史跡等につきましては、非常にこれを迷惑するわけでありまして、しかしながら、国といたしましては、法律的にも行政指導も、一般の土地建物の所有者と違つた優遇措置を講じてあるわけでありまして、しかし、それにいたしまして、自分の土地であり自分の家である、それを、史跡指定地だからといつてあまりぐずぐず言われるのは、所有者としても所有権の侵害じゃないかといつたやうなことをよく言ひ方もございします。その点につきま

しては、法律でも国宝、重要文化財の重要性はもちろんであるが、文化財

保護行政をやる場合に、国としては所有者の所有権その他財産権を大いに尊重しなさい、それから公共事業等の場合は、なおさらこの文化財保護との調整をはかれないやうな法律規定もございします。私のほうといたしましては、そういうやうな趣旨に基づきまして、税法上あるいは税の扱い行政指導等で恩典を与えてはおりますけれども、現実に現状変更をする場合等におきましては、所有者の所有権、財産権というものを相当高度に尊重していただくやうなものを具体的に申しします。現状変更の場合に、軽微なものでさして支障がなければ直ちに認可をいたしてあります。正式に届けてきさえすればできる限り許可いたしてあります。しかしながらそこに地下遺構がある、そこに大きなボーリングをやつて大きなくいを打ち込んでビルを建てるといふときは、地下遺構がこわされまふので、そういうときにはできる限りそこを避けてやるやうに、しかしながらそれを避けるといつても、それが道路の続きであつたりするやうな場合には、避けるに避けないわけではございしますが、そういうやうな場合には、それが文化財保護行政上それに類した文化財は他にある、かかげのない唯一のものではないというやうなことであります。発掘調査をいたしましてその現状変更を許すといつたやうなことで、ただ一般論として史跡等を持つておるのには迷惑だ、宝の持ちぐされだ、文化財保護委員会に言ひさえすれば何でも反対するんだといふことが、どうも世の中の常識として流布されておるやうに私も聞きます。非常に遺憾なことだと思ひます。

は、非常に遺憾なことだと思ひます。

しかし実情はそうではございせん。以上私が申し述べましたやうな考え方で進んでおりますし、実情もそのやうになつておるやうと思ひます。

○長谷川(正)委員 結論的に現状でいとお考えなのか、まだ足りないとお考えなのかという点がはつきりしなかつたのですが、その点はいかがですか。

○宮地政府委員 現状で必ずしも私は満足いたしておりません。まだ文化財保護行政に努力もしなければいけませんし、その努力は行政上の問題、財政上の問題、いろいろ努力をしなければならぬものは多いといふことを痛感いたしてあります。決して現状で満足はいたしておりません。

でございます。ただ管理者といたしましては、管理人のいわゆる人件費を補助してくれといったようなお話がございますが、人件費は補助いたしておりません。先ほど申しましたようないろいろな管理上必要な金のかかるような措置につきましては、私どもも指導します。半額の補助をいたしてあります。それからたとえば史跡にもいろいろ多々ございますが、お城などのような場合、石垣がこわれたとかあるいは堀が埋もれるなどというときときには、石垣の修理費とか、こういうような補助をいたしております。

○長谷川(正)委員 原則として半額補助をする、施設等をする場合に人件費は見えないというのですが、事実そういう史跡の管理を委託された市町村よりその補助の申請が出て、相当に支出をしておりますか。

○宮地政府委員 これは先ほど長谷川委員からも指摘がございましたが、文化財保護法を十分に承知し、管理者としての責任を感じてやっておられる管理団体と、そうでなくて、ことばは悪いですが上すべりな、名目上の管理者であり、名目的な管理をやっておられるような団体もございます。いろいろございます。したがって私どものほうは一々個々の管理者、末端の市町村全体に直接申し上げることはできませんので、都道府県の教育委員会を通じて全国のそういう希望を把握いたしておきます。調査をする場合も都道府県の教育委員会にお願いして、管内の市町村の調査をもらって報告を徴しております。そういうような関係で、先ほど申しましたような管理者の心がまよと申しましょか、それに種々ござ

いますので、熱心なところは、十分こういう措置をしたい、ついでに補助金ももらいたいというふうに言ってきたております。そういうところへは、予算はあまり多くございませうが、大体の希望は満たされております。国分寺の例をとりますと、どういふことでございませうか、国分寺のほうからは東京都を通じて一回も最近までそういう御要望がなかったわけでございます。何か済んだことに対するぐちのようではございますが、今回のような場合でも、私どもの感じといたしましては、国分寺の町は東京都に言い、東京都は私どものほうにそういう説明板、標識その他いろいろ管理上の相談をなせしかけてくださらなかったのであらうか、そのくらいの経費なら私のほうでも御相談に乗れるし、今日のように二十軒近くの家が建たなくて済んだのじゃなからうかというふうな気持ちもいたしておる次第でございます。

○長谷川(正)委員 国分寺だけい問題になっておるのです。東京都の国分寺町の件だけで、いまおっしゃったように、そのくらいのことはやれたらどうかとおっしゃるのですが、非常に矛盾したことになりますが、文化財保護委員会としては、そういう管理団体が非常に熱心になることが望ましい、ところがたまたまお話をうかがうに、もし熱心になってみんな半額を要求してきたら、おそろしく今度は全然お困りになるのが実情じゃないか、こういう気もいたすのです。たまたま不熱心であるかあるいはもうとでも出してきつけないからとあきらめておるかどうかで、ようやくつじつまが合っ

ているというのが現状じゃないか。それは国分寺の今回問題になったところだけは金額ではたいしたことはない、そこの一件ならば現在でもやれるとおっしゃるかもしれませんが、私どもは一般論としてはそうではないのじゃないかと思う。こういう点でもまだ十分遠慮なさらずに要求をしなればならない、もっと予算も充実しなければならぬ面があるのじゃないか、そういう点についてむしろさらに御奮起を要望したいわけでありませう。

また史跡でなく文化財特別保護建造物であるとか国宝あるいは重要文化財、こういったものについて、現にこの国分寺の、かつて国宝であつて、その後重要文化財になったのですか、あるわけですが、その補修について再三再四申請しても一向音さたがなかった、そういうようなことも聞いておるのです。これは私、事実かどうか、話ですから……。そういうことからどういふふうなものは出したところで、原則としてはたまたまになっておつても、とても半額くるなどというところは考へられない、こういうようなところからあきらめておるのではないかと。もしそうでなければ幸いですが、私はそういう感じがするのです。そうでないのなら半額は負担するのだというのを全国のそういうところにもう一回通牒でも出して周知徹底してごらんない。おそろしく殺到してお困りになるのじゃないか、こういう気もするのですけれども、これは質問でなしに、ひとつそういう点ではさらに十分整備をしていただきたい、こう思います。

そこで、ちょっと角度を変えますが、もう一つ、今度のような事件が起る、これがまた全国的にも起こり得る可能性がある原因の一つは、いわゆる縦割り行政の弊といひますか、そういうところにあるのではないかと、たまたま土地の転用を認めるのは、その町の農地委員会が審議して、都知事に申請して都知事がこれをやる。それから、土地の登記を行なう東京法務局の府中出張所というものは、これはそれなりに登記のことをやる。それから建築許可の申請に対しては、これを認める東京都の関係の窓口は、それはそれでまた業務を行なう。今回その史跡の上に分譲住宅が建て、人が住んでしまつておる。そこまですべていくうちに書類上は全部部門はパスしてはいるわけですが、こういうところに非常にこの縦割り行政のためのミスがあると思ふのです。したがって、こういう欠陥を補うために、たとえば土地台帳に史跡指定の場合には赤紙を張っておくとか、何らかのしるしをつけるとか、あるいは史跡指定の地図をおつくりになるといふお話がさつきありましたので安心しましたけれども、どこの史跡だといつてもわからないようなところが多いわけですから、そういう地図をしっかりとそれぞれの窓口にきちっとわかるように配付しておくとか、いろいろそういうチェックする体制というものが必要だと思ひますが、その点いかがですか。

○宮地政府委員 ただいまの御意見はまことに私もそのとおり痛感しておる次第でございます。言ひわけではございませうが、一例を申し上げますと、国の場合、いろいろ各省庁がそれぞれ行政を担当しております。そ

ういふようなことで、縦割りの現状では、たとえば農林省はいいと云つても、文部省のほうへ尋ねられれば、文部省としてはまた手続をしてもらわなければならないといったような事項も多いわけでございます。したがって、文化財保護に関する関係省庁間の連絡強化について昭和三十三年に閣議了解をしていただきました。それに基づきまして私のほうは具体的にそういうことをやっておるわけでございますが、ただ口頭でお互いに連絡するだけでも困りますので、二、三の例を申し上げます。たとえば文化財の保護と鉱業の調整に関する覚書とか、都市公園行政と文化財保護行政に関する覚書、自然公園法についての覚書、農地法施行令第十四条第六号の運用に関する覚書、新住宅市街地開発法の運用についての覚書といったように、その他にもござい

ますが、具体的に各省庁間と文化財のほうで覚え書きも交換して縦割り行政の弊をなくするように中央官庁ではできる限りの努力をしておるわけですが、都道府県にもこういう趣旨のことを申しまして、ある部局だけの縦割り行政というものを取って、国に準じたような形で文化財保護行政をやっていたいただきたいという趣旨は書面でも流しておりますが、そのように指導いたしておつたわけでございます。しかしながら、今回の国分寺の例をとりますと、町自身が、建築のほうは町なり都を通つて許可する、あるいは水道、道路というものは町自身も承知しておるわけですが、史跡地内に堂々と水道や道路が敷かれておる。ですから、国と同

じような横の連絡が保たれておつたら決して今日のような事件は起きなかつ

た、たまたま文化財の保護と鉱業の調整に関する覚書とか、都市公園行政と文化財保護行政に関する覚書、自然公園法についての覚書、農地法施行令第十四条第六号の運用に関する覚書、新住宅市街地開発法の運用についての覚書といったように、その他にもござい

ますが、具体的に各省庁間と文化財のほうで覚え書きも交換して縦割り行政の弊をなくするように中央官庁ではできる限りの努力をしておるわけですが、都道府県にもこういう趣旨のことを申しまして、ある部局だけの縦割り行政というものを取って、国に準じたような形で文化財保護行政をやっていたいただきたいという趣旨は書面でも流しておりますが、そのように指導いたしておつたわけでございます。しかしながら、今回の国分寺の例をとりますと、町自身が、建築のほうは町なり都を通つて許可する、あるいは水道、道路というものは町自身も承知しておるわけですが、史跡地内に堂々と水道や道路が敷かれておる。ですから、国と同

たと思っております。したがって、重ねてそういったことを、国分寺町にはもちろん申しましたが、全国的にそういう趣旨の徹底の通達を一兩日前に出したところでございますが、長谷川委員のおっしゃいます趣旨は、もっともでございますので、従来そういうことをやってはおりましたが、今後とも一そう趣旨の徹底につとめたいというふうに考えております。

○長谷川(正)委員 いろいろ御質問申し上げましたが、これらを総合しまして、現在の文化財保護法をさらにいろいろこう起こつておる事態とにらみ合わせて、今後の措置についても、あるいはいまの縦割り行政ということを完全になくするという意味で、いろいろな面を事情に合わせて考慮し、再検討して、さらにこの法律の整備改正といひますか、充実させる、こういうようなお考えはありますか。

○宮地政府委員 文化財保護法は先ほども申しましたが、終戦後法隆寺が焼けたのを機会に、国会において議員さん方が中心になられてつくられた法律でございます。したがって戦前にありましたが、戦後にならぬ文化財保護に関する法律を統合いたしましたので、また戦前のそういう法律の欠陥等も是正すべく当時としては画期的な法律ができたと思っております。しかしその後十四、五年もたった現在、また御指摘のような事象も起こっております。したがっていま御指摘の事項だけに限りませんで、その他若干こういうふうにしたらいじやなからうか、こういうふうにするべきではなからうかといったような考えもございまして、数年前から関係各省との間

でも御連絡をいたしております。したがっていまますます文化財保護法を直すといったようなことは、私、一存で申し上げるのはいかがかと思ひますが、大勢はそのような考え方で進んでおります。

○長谷川(正)委員 この前の質問のときに冒頭にも申し上げたとおり、今日日本全土にわたつて国土の開発をめぐり大きな変貌を来たしておるときですから、この際そういう必要があるとすれば、十分腰を据えた討議をすみやかに起こして、さらに整備充実を行なうことが必要であると思ひるので、強く御要望申し上げておきます。

それからもう一つ、これは時間がありませんから、ごくはしょつて質問申し上げますが、あの国分寺の史跡に指定されておる土地の中に、史跡のために国が買上げた国有地のほかに、従来の関係で部分的に国有地がある。その国有地を土地会社がまた買おうとしておるのか、あるいは大蔵省の管財が売ろうとしておるのか、それを売り急いで、住民に境界線確認の判を求めておるといふことを聞いておる。これは、史跡に指定された国有地を大蔵省の管財のほうではこれを早く民間に払い下げようとしておるといふことになりまして、ますますおかしい事態だと思ひますが、そういう事実を聞いておられますか。

○宮地政府委員 いまの問題、私、直接は承知しておりませんが、何かごくわずかな地域が、いわゆる文化財の行政財産でなくて、大蔵省の直接持つておられます普通財産の土地が、今回西院の西南端に十数軒の家が無断でつくられましたが、そのあたりにわずかの土地があるようでございます。直接にその問題は私聞いておりません。

○久野委員長 関連質問の要求がありますので、これを許します。中村庸一郎君。

○中村(庸)委員 時間が迫つておりますので、簡単に関連して……。ただいま、史跡並びに文化財の保護管理についての御質疑がございましたが、史跡指定に対する保護の面で減税とか免税の措置をとるといふ答弁がありました。これは非常にけっこうなことだと思ひますが、現在でも文化財に対しては、保護委員会を開いて指定しておられます。まだ相当な数が隠れておられると思ひますが、こういう面に対する保護管理ということには全く手が届かぬのです。そういう面の保護管理をしますには——文化財に指定されまうと、一番困つた問題は相続税問題である。相続税はみな均等相続でありますから、なるべく文化財に指定されないうちに隠しておこうという考え方が強いと思ひます。文化財保護委員会ではそれを見出して会議を開いて指定される。持つてこいという命令が下るのです。そうして会議を開いて指定されておりますが、これは相当なものがあるのだらうと思ひます。こういう面に対する保護管理——民間人が持つておるものでまだ文化財に指定されないけれども、十分指定されるべきものであるというふうな見通しなり、調査なりありますかどうか、承りたい。

○宮地政府委員 これは建造物、美術工芸品のような、いわゆる文化財保護委員会が指定します場合は、国宝、重要文化財に該当するもの、それから史跡名勝天然記念物に該当するもの

のは、私どものほうの専門の職員あるいは文化財研究所の職員、国立博物館の職員、こういったような人々の間で日ごろから指定品以外の調査はいたしております。しかし中には書類等で見て所有者に調査をさせていただきたいという場合には、所有者は文化財委員会の職員がそれを調査することにいろいろな意味で賛成なさらないというふうな問題がございまして、したがって、文化財保護という場合に一番大きな要素になりますのは、法律の規定に従つて指定をするということが保護といふことを実現する場合の大きなよりどころになるであらうというふうに考えまして、従来から毎年若干の指定をいたしておりますが、これは先ほど言いましたような、日ごろからの調査に基づいて指定をしておるわけでございまして、ただ中村先生のおっしゃいます美術工芸品等になりますと、これは所有者が自分の家の蔵の奥深くにしまつておきますと、場合によりましてはどうにもならないといったような場合もございまして、こちらに気持ちがあつてもそれが意に満たない場合もあるかと思ひますが、考え方としては、民間の方々を持つておられるものをできる限り調査して指定すべきものは指定をしていくという態度で進んでおるわけでございます。

○中村(庸)委員 現在わが国の最も大切なものは、日本の特殊な文化を世界に誇るといふことだらうと思ひます。また、この文化によつてわが日本民族に教養を与え、発展させていく基礎となければならぬと私は考えておる。この美術工芸品などというものは、まだたくさん民間に所蔵されておると思ひ

のですが、こういうものに対する保護管理というものが行なわれておらないと申し上げてもいいと思ひます。重要文化財に指定をしますれば、もう何ら心配はないので——何ら心配はないということばはあれですが、保護管理の面に行き届かない点があるのであります。

一般に、文化財がたゞさん民間にありますが、保存されておる文化財が指定をされると困るという気持ちを持つというのは、これは相続税問題がからまつてくるからであります。少なくとも重要文化財に指定されたものは相続税を免除するといふくらい法的な措置を必要とするであらうと思ひのであります。また長い間文化財を大切に保存してきた所有者の精神的、物質的な努力といふものもたいへんなものでありますから、そういうふうにして文化財を保護していければならぬか、またわれわれの希望としても、ぜひそうしてほしいと考えるのであります。これに対して文化財保護委員の事務局長としてどういふふうにかんがえられるか、突然の関連質問でありますので、お考えだけ承つておけばいいんしあわせてと存じます。

○宮地政府委員 中村先生のおっしゃいましたのは、主として美術工芸品等の相続についてであらうと思ひますが、御趣旨はもちろん私も同様でございます。ただ私どもの立場としては非常にけっこうだと思ひます。したがって、財政当局といたしますれば、国宝なり重要文化財に指定されました美術工芸

品等は、一方においては骨とう的な価値を持ち、それが経済的に相当な価値を持つておる。したがって他の品物と同じように自由に売買をされる、もちろん外国へ輸出をするときに限りまして許可を要するようにはなっておりませんが、国内で売買をされる場合には規定はございますものの、原則としては自由で、また値段も自由につけられて売買されておる。したがって、そういったようなことを本来の職業としておる、いわゆる美術商等もあるわけでございます。

文化財という面からはもちろん趣旨はわかりますが、一方においてそれが経済的な価値を持つて売買される、商行為としていろいろなことがなされるという場合には、文化財という考え方もさることながら、それは違つた観点で商行為が行なわれておる、そういったような観点からは財政当局として難色を示しておるようでございますが、私も同じく思つては、中村先生と同じような気持ちを持つておりますので、できるだけ近い将来に、一番いいのは相続税等の非課税でしようが、せめて減免等ができるように努力をいたしたいと思つております。

○中村(専)委員 また機会がありましようと思つて、どうか一般に隠れております文化財をどんな表へ出してもらうという面からいまして、相続税免除の法的対策を講じていただきたいとお願ひ申し上げます。商行為その他いろいろあります。しかしこれは限られた範囲であり、希望から、どうかそういうことを希望いたします。関連質問を終わります。

○長谷川(正)委員 途中で関連質問になりましたが、先ほどのことに関連して、二つ、先ほど申し上げた小さい国有地について、そこがまた売り払われ、住民の方々が言つておられること、話を聞いたところでは、関東管財ではいま直ちに売るという考えはないようなお答えでしたけれども、この点は十分調査して、その国有地を一方では史跡指定で大問題としておるときに、片方の役所がこれを民間に払い下げるといふようなことが起こらないように、その辺をひとつきちつとしていただきたい。

それからもう一つは、すでに建つておる住民の方々が、これが史跡で、違反だといふような形になつて、このまま住んでいられるのかどうか非常に不安を持つておる。ですから、これについてはすみやかにきちつとした処置をとつて、何らかの形でその方向づけをやつてほしい。

それから最後に、あの国分寺地区につきましても、先ほどもお話がありました。下の遺跡の残つておる全国的にも価値のある場所と聞いております。文化財保護委員会としては、町がその土地を買い上げないのだという話もあつたやに聞いておるのでありますけれども、貧弱な町でそういう膨大な土地を買い上げないことはできつたありませんが、これは国なりあるいは東京都の公園等があるべく緑地を残すといううな意味もあつて、三多摩地区には公園を指定するということもあると思

いますから、そういうことと関連して、この土地をしっかりと公園なら公園とし、さらにこの中に全国の国分寺の資料を集める博物館をつくるといううな構想をいけば、完全にここが保護されるのではないかと感じも持つてわけでありまして、こういう点について、実はけさの朝日にこういう記事が出ております。百万円をかけてこの国分寺跡について発掘調査をする文化財保護委員会の補助を得たという記事でございますが、このことについて触れた御答弁が何らございませんでした。

いふに落ちていくか、前向きの発展的な方向で、文化財保護という立場でどういふふうに整備し、処置をしていくか、こういう点について私が申し上げたようなお考えがあるかないか、そういう点についてお伺ひいたします。

○宮地政府委員 第一点の国有地の民間への払い下げの点でございますが、私も同じく思つては、むしろ現在の私有地になつておるところであつても、何らかの形で公共団体なり国なり、いわゆる公有化をはかりたいといふふうに考へておりますので、それに逆行するような国有地の払い下げということは全然考へに反すると思つて、したがって、事情をよく調査いたしまして、大蔵省にも相談いたしまして、かりにその話がどこまで進んでおるか存じませんが、できる限りそういうことの起こらないようにさつそくきょうにでも大蔵省と相談してみたいと思つております。

それから第二番目の無断で現状変更をした人であつても、現実に家を建てておる、その人々が非常に不安におびえておるが、ケリをつけてやれというお話のようでございますが、私のほうでもいまこの問題について総合的な結論を出すべく努力いたしておりますので、できる限り早い機会に、やむを得ないといふことになれば、現状変更許可申請を出させて、事後承認になりまして、許可をするのも一つの方法かと思つております。さういふ方法がば立ちのきを命ずるのも一つの方法かと思つては、いづれにせよ総合的に判断をいたしまして一括処理いたしたいと思つております。

それから最後におつしやいました現在の場所をどのように今後やつていくのかというお話でございますが、御指摘のように、町当局にこれを公有化したらどうだといふ話をいたしたのは事実でございます。同時に東京都の関係者を呼びまして——これは全部で二万八千坪ばかりあります。東京周辺のことでございまして、時価も相当高うございまして、したがって国といたしましては、平城官邸のような非常に全国的な問題で、国民の何人も御納得のいただけるような場所が国が買取をするけれども、そうでない国分寺のような場合は、できれば東京都あるいは国分寺町なりが公有化していただくのがいいんじゃないか、そういうことで、都と国分寺の町に話をいたしておるのは事実でございます。しかしその場合国といたしましては、先ほど申しましたように、半額の補助はいたしたいと思つております。ただ国分寺の町が国なり東京都から補助金をもらつても買えないほど大きな予算になるのか、あるいはそういうことであれば都が買

て国なり国分寺町なりがそれに応援するという形になるのがいいのか、これは関係者と相談をいたしておりますので、しばらくその結論はお待ちいただきたいと思つております。

それから発掘調査につきましては、先生も現場をごらんになったかと思つて、私も参りまして、しろうと目にも、ここはいまのうちに調査しておかないとぐあいが悪いのではなからうかといふふうに感じられる場所がございまして。西院のあたりとあつた道路がつくられかけております。そういったような場所は早急に調査をする必要がある。それから建物も柱だけ建つて、まだ人が住める形になつてない建築中のものもございまして。したがってそういうような場所等も、これはかりに現状変更を許すとしても、早く調査をして、それから建てさせたほうがいいんじゃないかと思つて。そういうことで、この調査を専門家に委嘱いたしまして、できればこの年度内、三月中にでも着手いたしたいと思つて、いま関係者と寄り寄り相談をしておる段階でございます。

結論的に申しますれば、こういう史跡等が荒らされたりしますのは、要するにそこが史跡であるかどうかよくわからない、住民の人が見ても、そんなにきれいでもないといううなことでいろいろの問題が起ころうかと思つたので、管理団体としての法律的な自衛自戒もさることながら、これに並行いたしまして、愛される史跡、きれいな史跡といふふうになつてほしい、今回の事件を契機に、災いを転じて将来福とするような措置を講じていきたいと

いうふうに考えております。

○久野委員長 関連質問の申し出があまりです。これを許します。落合寛茂君。

○落合委員 時間がありませんから、個別的に一間一答で局長さんにお願いたしますが、文化財の問題に手をつける場合に、その周辺の意見というふうなものを委員会は聞きになることがあるのですか。

○宮地政府委員 御質問が抽象的であり、具体的な問題としてお答えしたいと思いますが、おっしゃいます点は、史跡等に指定したり、あるいは現状変更したり、そういった法律行為をする場合に、文化財保護委員会は、申請者だけの意見ではなくて、関係者の意見を聞くかという意味と存じますが、従来からも十分関係者の意見等はそんたくしてやっております。今後もしやうに考えております。

○落合委員 そうした場合に、その建築物が指定されている場合に、その周辺というものがその建物によって指定されているわけなんですか。どうなんですか。国宝なら国宝の建築物がありまして、その周辺に山林があったりいろいろありますが、そういう場合にはその周辺も入るわけなんですか。

○宮地政府委員 非常に恐縮ですが、どうも御質問の意味がよくわからないので、私なりに了解したようにお答えいたしますが、史跡とか名勝等でございますが、何町の何番地というふうな地域を指定いたします。それから建築物を国宝とか重要文化財にいたします場合には、たとえば金堂、金堂というふうに指定をいたします。金色堂

と、その金色堂の建てられておる敷地といいますが、法律的には何か屋根の雨だれの下というふうな解釈されるのでございしますが、あまり私詳しいことは存じませんが、建物の場合と史跡の場合に例をとりましたが、そのようにいたしております。したがって、国宝なり重要文化財として何々寺の本堂なら本堂というふうな指定をした場合には、その周辺は一応国宝、重要文化財には入らないというふうな考えです。しかし、史跡というものがあふさつてやっております場合には、史跡地内ということになります。

○落合委員 そういたしますと、私実例をとってお聞きするのですが、近江の比叡山が四、五年米親光ブームに乗りまして非常に手を加えられて、御承知のように遠くから見ても赤はだが出まして、昔の尊厳な比叡山から転落したような風景になってしまったのですが、あそこには保護建築物がたたくさありますが、あそこを手を加えてあつたふうに変貌された。そのときに保護委員会は全然それに対して御関係がなかったわけなんですか。

○宮地政府委員 比叡山の問題でございますが、比叡山の延暦寺にはいろいろ建物として国宝、重要文化財に指定されたものもございしますが、あのあたり一体はいわゆる史跡と同時に鳥類等の繁殖地ということで天然記念物の指定をいたしております。したがって、この問題は現状変更ということであれば、私のほうの文化財保護委員会の所管でもありませんし、いま先生がおっしゃいました点は、十分承知いたしております。

○落合委員 そうすると、あの地域に道路をつけたらいろいろに変更なされた場合に、文化財保護委員会は許可を与えたという形ですか、あるいは黙認という形ですか。

○宮地政府委員 現在根本中堂のところまで、これは四、五年前につくられた自動車道路がございしますが、これは文化財保護委員会としては、指定地域内の場所が現状変更を許可して現在のようになっているわけでございます。

○落合委員 そうすると、先ほどのお答えとちよつと違ふのですが、文化財保護委員会としてあの山全体を管理されるというか、文化財保護委員会の許可その他がなければ変更はできないというたてまえなんですか。

○宮地政府委員 先ほどから申し上げておるとおりでございます。史跡名勝天然記念物に指定されております場所が非常に多いございまして、その地域内で現状変更がある場合、これは数年前にできました道路もそうでございますが、近く琵琶湖大橋のほうにドライブウェイをつくりたいというふうな場合、これは私のほうから許すとすればもちろん現状変更の許可をする事項であります。

○落合委員 実は問題はそこなんでありまして、比叡山は御承知のように天台宗の総本山でありまして、千年の歴史を持ち、いわば魂の安んずる所として幽邃な霊山としていままで保存されてきたわけでありまして、ところが本山当局が単独にあつた計画をしまして、そのうち一部資本家の親光ブームの事業の片棒をかついだという形で実はああいう施設をした。御承知のように、心ある者はあれに対してみな批判をいた

しておる現状であります。それをお許しになったのが文化財保護委員会である。私そこに議論があるのであります。あの山を一片の観光地にしてしまふならとにかく、山の性格としても一宗三千の宗徒にとりましてこれは非常に捨て置けない問題であります。ところがさらに今回は琵琶湖のびわの握りこぶしで一番狭いところでありまして、十三町あるのださうであります。が、あそこを橋をかけて、これは交通の便の橋じやない。東海道あの辺から分かれまして、そうしてあそこを橋をかけて、それを延長してさらに奥比叡山の横川の霊地に再びドライブウェイをつけて、そして今度は完全に全山を観光地の形に塗り変えてしまふ。

これは私はばかりではございません。一宗教徒がござつてこれは反対しておるのであります。観光もけつこくうてあります。問題は、本来ならばそういうことをまず警告しなければならぬ。保護委員会が、あえてそういうことをなさるといふ根拠をひとつお尋ねいたしたい。

○宮地政府委員 落合先生のおっしゃいます点、根本中堂までの四、五年前に許しました道路のことなのか、これから計画しております道路のことなのか、御質問の過程で私、はつきりつかみにくいのでございますが、いま計画いたしております琵琶湖大橋を経て名神道路につながる。その地点に、横川、西塔を通つてくるドライブウェイ、これは現状変更の許可申請は数日前に出しておりますが、まだ文化財保護委員会といたしましてはそれにはつきりした態度は示しておりません。現状はそういうことですが、基本

的な考え方を申し上げますと、史跡地内、こういうところに現状変更をしよう、特に道路をつくらう場合、これは東京都内にもいろいろハイウェイ等がでましまして、御承知のようにお堀の近くにいろいろな道路がつくられつつあります。こういったような公共的な事業がなされます場合に、文化財保護委員会としましては、文化財だけという考え方ではいきまされば、こういうようなことはされなくて、昔からのまの姿が永久に保存されることが望ましいのは言うまでもございません。しかしながら世の中が進んでいき、開発も行なわれる、都市も膨張していくというやうなことになるやうな、国民生活上いろいろ公共事業が行なわれざるを得ない。そういった場合に、文化財だけの立場から、だめだだめだというやうなことは眞の行政ではなからう、したがって法律にもそういう点は、文化財の保護と公共の問題は十分調和がとれるやうにとめなければならぬという規定もございします。したがって私どもといたしましては、できることならばつくらないほうが望ましいので

すが、公共的なそういう場合には、文化財保護上最小限度の変更で済まされるやうにいろいろ御相談もし、文化財保護と公共事業がうまく調和がとれるやうに努力しておるのが実情でございます。何か文化財保護委員会がこういう問題に勧告すべきにもかかわらず、かつてに許す法律根拠はいろいろなお話でございますが、それは史跡等の現状変更をいつた場合にこれを許可するかしないかは文化財保護委員会の権限でございます。許可する場合には、また許可しない場合も専門審

議会にはかりまして十分慎重に検討して決定するわけでございます。

○落合委員 とにかくいまこの山でも、だんだんにああいうふうに削られて、筑波山あたりも実にひどいものなのです。ですからせめて私どもは、ああいう山くらいは昔のままの形で置きたい。こういう御意思がただいまの説明でもよくおありになるようでありますから、どうかそういうことをお考えくださいますして、保護行政をひとつ行なっていただきたい。これは希望です。

○久野委員長 次会は来たる十一日午前十時より、岐阜県における教職員問題について、参考人から意見を聴取することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

文教委員會議録第六号中正誤

ページ 行 誤 正
一 終り 三 (財務局長) (財政局長)
から